第１号様式（第５条関係）

工事履行報告書

受注者　住所

　　　　氏名　　　　　　　　　　　　実印

|  |  |
| --- | --- |
| 工 事 名 |  |
| 工事箇所 |  |
| 工　　期 | 　　　　　年　　月　　日　　～ 　　　　年　　月　　日 |
| 日　　付 | 　　　　　年　　月　　日（ 　月分） |
| 月　　別 | 予定工程　％（ 　）は工程変更後 | 実施工程　％ | 備　　考 |
| 　　　年　月 |  | 差（ 　　） |  |
| 　　　　　月 |  | 差（ 　　） |  |
| 　　　　　月 |  | 差（ 　　） |  |
| 　　　　　月 |  | 差（ 　　） |  |
| 　　　　　月 |  | 差（ 　　） |  |
| 　　　　　月 |  | 差（ 　　） |  |
| 　　　　　月 |  | 差（ 　　） |  |
| 　　　　　月 |  | 差（ 　　） |  |
| 　　　　　月 |  | 差（ 　　） |  |
| 　　　　　月 |  | 差（ 　　） |  |
| 　　　　　月 |  | 差（ 　　） |  |
| 　　　　　月 |  | 差（ 　　） |  |

　　　年　　月　　日出来形検査をしたところ、上記出来形に相違ないことを確認しました。

年　　月　　日

　　　富士宮市長　　　宛

債権譲渡先　　住所

　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

第２号様式（第６条関係）

債権譲渡承諾依頼書

年　　月　　日

　　　富士宮市長　　　宛

（譲渡人）受注者　　　　住所

　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　実印

（譲受人）債権譲渡先　住所

　　　　　　　　　 　　 氏名　　　　　　　　　　　　　　実印

　　　　　　　　　　（以下「譲渡人」という。）と　　　　　　　　　（以下「譲受人」という。）は、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11 年１月28 日建設省経振発第８号、建設省厚契発第８号及び９号、建設省経振発第６号等。以下「建設省通知」という。）及び「財団法人建設業振興基金業務方法書」（昭和50 年10 月１日認可、建設省東計振発も第367 号。以下「方法書」という。）に基づく、債務保証制度を利用するために譲渡人譲受人間で締結した　　　　年　　月　　日付けの債権譲渡契約証書に基づき、譲渡人が富士宮市に対して有する下記の工事請負代金債権を下記の内容により譲渡人から譲受人に譲渡することにつき、富士宮市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第５条第１項ただし書に規定する承諾を賜りますよう御依頼申し上げます。

　譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。なお、約款第41 条に規定する「契約不適合責任」は当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

　また、譲渡人及び譲受人は、約款第34 条に規定する中間前払金は、当債権譲渡の御承諾をいただいた後は請求いたしません。

記

１ 工事名

２ 工事箇所

３ 契約締結日　　　　　　　　年　　　月　　　日

４ 工期　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日から　　　　年　　　月　　　日まで

５　(1)請負代金額　　　金　　　　　　円（契約変更により増減が生じた場合はその金額による）

　－(2)支払済前払額　　金　　　　　　円（中間前払金を含む）

　－(3)支払済部分払額　金　　　　　　円

　　(4)債権譲渡額　　　金　　　　　　円（ 　　　年　　月　　日現在見込額）

　 （契約変更により増減が生じた場合はその金額による）

６ 譲受人振込口座

(1) 振込希望金融機関名

(2) 預金の種別、口座番号

(3) 口座名義（フリガナ）

第３号様式（第８条関係）

債権譲渡承諾書

第　　　　　号

年　　月　　日

（譲渡人）受注者

　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　様

（譲受人）債権譲渡先

　　　　　　 　　氏名　　　　　　　　　　様

　　　　年　　月　　日に提出された下記１記載の公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、富士宮市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第５条第１項ただし書の規定により承諾します。なお、本承諾によって、約款第41条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添えます。また、譲渡人及び譲受人は、約款第34 条に規定する中間前払金は、本承諾以後は請求できないものとします。

記

１　譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、約款第31条第２項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第49条第１項の出来形部分の検査に合格し、引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、契約変更により工事請負代金額に増減が生じた場合には、(5)①及び④の金額は変更後の金額とする。

(1)　工事名

(2)　工事箇所

(3)　契約締結日　　　　　　年　　月　　日

(4)　工期　　　　　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで

(5)　①請負代金額　　　金　　　　　円（契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

 　－②支払済前払額　　金　　　　　円（中間前払金を含む。）

 　－③支払済部分払額　金　　　　　円

　 ④債権譲渡額　　　　金　　　　　円（ 　　　年　　月　　日現在見込額）

　（契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

２　譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書（第７号様式）を提出すること。

３　当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。

４　譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

５　譲渡人倒産時等の下請負人等の保護に関しては、譲渡人及び譲受人が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

６　本件債権譲渡承諾を得た後は、本件工事の部分払及び請負代金の請求は譲受人が行い、譲渡人は一切の請求を行うことができない。

　　富士宮市長　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 確定日付印欄 | 承諾番号 |
|  | 第　　　－　　 号 |

第４号様式（第８条関係）

債権譲渡整理簿

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 承諾番号 | 申請年月日 | 承諾年月日 | 工事名 | 請負者 | 請負額（円） | 債権譲渡先 | 備考 |
| ― |  |  |  |  |  |  |  |
| ― |  |  |  |  |  |  |  |
| ― |  |  |  |  |  |  |  |
| ― |  |  |  |  |  |  |  |
| ― |  |  |  |  |  |  |  |
| ― |  |  |  |  |  |  |  |
| ― |  |  |  |  |  |  |  |
| ― |  |  |  |  |  |  |  |

第５号様式（第９条関係）

債権譲渡不承諾通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

（譲渡人） 　　　　　　　　　　　　　　様

（譲受人） 　　　　　　　　　　　　　　様

　　富士宮市長　　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日に提出された下記１記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記２記載の理由により承諾できません。

記

１　(1) 工 事 名

　　(2) 工事箇所

　　(3) 契約締結日　　　　　　年　　月　　日

２　承諾しない理由

（記載例）

○ 「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領」第６に規定されている締結済の債権譲渡契約証書の写の提出がないため。

○ 本件工事については、履行期限が○年○月○日であるところ、ここ数週間にわたり正当な理由なく作業が中止されており、現在までの工事進捗状況等から判断して履行期限までに工事が完了しない恐れがあり、「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領」第７(7)に該当するため。

第６号様式（第１０条関係）

工事出来形査定協力依頼書

年　　月　　日

　　　富士宮市長　　　宛

債権譲渡先　所在地

　　　　　　名称

　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　実印

下記工事について、「地域建設業経営強化融資制度」による融資を予定しており、同工事の出来形を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来形確認について工事現場の立入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

１　(1) 工 事 名

　　(2) 工事箇所

２　受注者名

３　現場立入希望期日　　　　　年　　月　　日（ 　） 　　時　　分から　　時　　分まで

４　現場立入者職氏名

５　連絡先　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　担当者氏名

第７号様式（第１１条様式）

融資実行報告書

年　　月　　日

　　　富士宮市長　　　宛

（譲渡人）　　　　　　　住所

　　受注者・借入人　　　氏名　　　　　　　　　　　　　実印

（譲受人）　　　　　　　住所

　　債権譲渡先・貸付人　氏名　　　　　　　　　　　　　実印

譲渡人が富士宮市に対して有する下記債権の譲渡につき　　　　年　　月　　日付けで御承諾いただきましたが、譲渡人譲受人間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を　　　　　　　年　　月　　日付けで締結し、当該契約に基づき譲受人は譲渡人に対して金銭を貸し渡し、譲渡人はこれを借り受けて受け取りましたので、譲渡人譲受人連署の上、報告します。

なお、本件融資に際し、譲渡人は譲受人に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

［債権譲渡の表示］

１ 工 事 名

２ 工事箇所

３ 工期　　　　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

４　(1)請負代金額　　　金　　　　　　円（契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

　－(2)支払済前払額　　金　　　　　　円（中間前払金を含む。）

　－(3)支払済部分払額　金　　　　　　円

　　(4)債権譲渡額　　　金　　　　　　円（　　　 年　　月　　日現在見込額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （契約変更により増減が生じた場合はその金額による。）

［承諾番号］

参考様式

◆債権譲渡契約証書◆

　□□□□□株式会社（以下「甲」という。）と○○○建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第１条（譲渡債権）

　甲と富士宮市長（以下「丙」という。）との間で年月日に締結した工事請負契約（以下「本件工事請負契約」という。）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下「譲渡債権」という。）を、　　　　年　　月　　日、丙の承諾を得ることを停止条件として、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日年月日

(4) 工期　　　　　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

(5) 請負代金額　　　　　　 金　　　　　　円

(6) 既受領金額　　　　　 　金　　　　　　円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)） 金　　　　　　円（ 　　　年　　月　　日現在見込額）

　ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第２項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第49条第１項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

２　前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

３　前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第２条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第３条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

２　甲は、第７条第３項の残額の引渡しを受ける債権その他この契約によって生ずる第５条の残余金の支払を受ける債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他乙から甲への支払及び保証事業会社から甲への引渡しを妨げる行為をしてはならない。

第４条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて乙が甲に対して取得する債権（以下「乙の貸金債権」という。）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下「保証事業会社」という。）が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権（以下「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第５条（被担保債権の優劣）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下「残余金」という。）について、乙より支払を受けることができる。

第６条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

２　残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

第７条（弁済の充当等）

乙が前条第１項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

２　甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

３　保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む。）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

４　甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む。）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第２項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議の上、乙は残余金を甲に支払うことができる。

５　第２項から第４項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

６　乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

７　弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

８　乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第８条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第９条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認した上で、年月日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第４条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

２　保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第10条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第11条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第９条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第12条（合意管轄）

この契約に関する一切の紛争については、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書２通を作成し、各自その内容を確認し記名押印の上、各々１通を所持する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　～ 住所～

　　　　　　債権譲渡人（甲） □□□□□株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役□□ □□ 実印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　～住所～

　　　　　　債権譲受人（乙） ○○○建設業協同組合

　　　　　　　　　　　　　　　代表理事□□ □□ 　実印

参考様式

部分払請求書

年　　月　　日

　　　富士宮市長　　　宛

債権譲渡先　　住所

（譲受人） 　 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　　年　　月　　日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり工事請負代金の部分払を請求します。

記

請求金額　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　　円

１　工 事 名

２　工事箇所

３　工期　　　　　　　　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで

４　請負代金額　　　　金　　　　　　　　　円

５　前払金額　　　　　金　　　　　　　　　円

６　請求金額の明細　　次のとおり

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 出来形 | 出来形金額(10分の9以内) | 前払金控除額 | 差引額 | 前回までの請求額 | 今回請求額 |
| 第１回 | ％ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第２回 |  |  |  |  |  |  |
| 第３回 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

７　承諾番号

８　支払口座等

(1)　振込希望金融機関名　　　　○○銀行○○本支店

(2)　預金の種類・口座番号　　　○○預金○○○○○○

(3)　口座名義　　　　　　　　　（フリガナ）

　　　　 　　　　　　　　　　　　○○ ○○

(4)　請求者の連絡先　　　　　　住所

 電話番号

 ファックス

参考様式

請求書

年　　月　　日

　　　富士宮市長　　　宛

債権譲渡先　　住所

（譲受人） 　 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　　年　　月　　日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について、下記のとおり工事請負代金を請求します。

記

請求金額　　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

１　工事名

２　工事箇所

３　工期　　　　　　　　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで

４　請求金額の明細　　　　　　次のとおり

(1)　請負代金額　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

(2)　前払金受領額　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

(3)　部分払金受領額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

(4)　履行遅滞の場合における損害金等　　金　　　　　　　　　　　円

(5)　今回請求金額　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円

５　承諾番号

６　支払口座等

(1)　振込希望金融機関名　　　　○○銀行○○本支店

(2)　預金の種類・口座番号　　　○○預金○○○○○○

(3)　口座名義　　　　　　　　　（フリガナ）

　　　　　　　　　　　　　 　　○○ ○○

(4)　請求者の連絡先　　　　　　住所

 電話番号

 ファックス

債権譲渡承諾チェックリスト

工事名

譲渡人（受注者）名

譲受人（債権譲渡先）名

申請書類の受理日　　　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| チェック項目 | ﾁｪｯｸ欄 |
| １ 債権譲渡の対象工事 |  |
| (1) 役務的保証（履行ボンドの一部）を要する工事ではない。 |  |
| (2) 低入札価格調査を行った工事ではない。 |  |
| (3) 本社以外で契約された工事ではない。 |  |
| (4) その他不適当な事由がない。 |  |
| ２ 申請書類 |  |
| 　(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第２号）（１通） |  |
| 　　① 譲受人が、振興基金の債務保証を受けた債権譲渡先である。 |  |
| ② 受注者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、工事請負契約　　　書及び印鑑証明書と一致している。 |  |
| ③ 債権譲渡先の所在地、名称、代表者職氏名及び実印が、印鑑証明書及び振興基金が発行する債務保証承諾書の写に記載されている被保証者名と一致している。 |  |
| ④ 契約締結日、工事名、工事箇所、工期に誤りがなく、かつ、第２条に定める対象工事である。 |  |
| ⑤ 工事請負代金額、支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時点）が、工事請負契約に基づき受注者が請求できる工事請負代金債権と一致している。 |  |
| 　(2) 締結済の債権譲渡契約書（参考様式）の写（１通） |  |
| 　　受注者及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印　　が、債権譲渡承諾依頼書（様式第２号）のものと一致している。 |  |
| 　(3) 工事履行報告書（様式第１号）（１通） |  |
| 　　① 実施工程の進捗率が、２分の１以上かつ既払い額以上である。 |  |
| 　　② 受注者が作成し、債権譲渡先の出来形確認がされている。 |  |
| ③ 受注者及び債権譲渡先の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実　　　印が、債権譲渡承諾依頼書（様式第２号）のものと一致している。 |  |
| 　(4) 保証人の承諾書（保証委託契約約款で必要とされる場合）（１通） |  |
| 　　① 承諾書は、依頼書の内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものである。 |  |
| ② 市に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と①の相手方及び承諾書　　　の記載内容が一致している。 |  |
| 　(5) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書(3カ月以内に発行された原本各1通) |  |
| 　(6) 債務保証承諾書の写（１通） |  |
| (7) 当該請負契約が解除されておらず、工事約款第43条及び第44条各号に該当する恐れがない。 |  |
| 　(8) 受注者及び債権譲渡先が当該工事請負代金債権者である。 |  |
| 　(9) 複数年度に渡る工事でない（複数年度に渡る場合は最終年度である。）。 |  |

↓

書類の受領、承諾（決裁）手続き【契約管理課】

※ 工事主管課から原議を借用し債権譲渡の起案を作成する。

※ 決裁区分は原契約締結時と同一とする。

↓

|  |  |
| --- | --- |
| ３ 債権譲渡承諾書（様式第３号）の発行 |  |
| 　(1) 承諾日（申請書類の受理日から７日以内）、発注者職氏名、確定日付（承諾日）、　　承諾番号（債権譲渡整理簿の承諾番号）を確認の上、受注者及び事業協同組合　　等に各１通を交付する。 |  |
| ４ 債権譲渡整理簿（様式第４号）による承諾状況の管理 |  |

債権譲渡の承諾日　　　　　　　　年　　月　　日

↓

原議を工事主管課に返却（債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書の写を添付）

↓

減額変更支出負担行為書及び支出負担行為書を作成（債権譲渡の承諾日で作成）【工事主管課】

↓

（受注者と債権譲渡先の間における金銭消費貸借契約の締結、融資の実行）

↓

|  |  |
| --- | --- |
| ５ 融資実行報告書（様式第７号）の提出（１通） |  |

↓

工事終了後、請求書の受領【工事主管課】

↓

|  |  |
| --- | --- |
| ６ 工事請負代金の請求書類 |  |
| 　(1) 請求書（参考様式）（１通） |  |
| ① 請求書の債権譲渡先の実印と申請時に提出した債権譲渡承諾依頼書の実印 |  |
| ② 請求書と添付された債権譲渡承諾書（様式第３号）の写により請求者の請求権があり債権金額等が一致している。 |  |
| ③ 請求金額が「債権譲渡承諾書（様式第３号）の債権譲渡額」＋「変更契約分の額」となっている（部分払の場合は、上記の額以内で出来形に応じた額）。 |  |
| 　(2) 債権譲渡承諾書（様式第３号）の写（１通） |  |

↓

支出命令書作成（契約管理課決裁不要）【工事主管課】

※ 各項目を確認した後、チェック欄に○印を記載しておくこと。

※ 部金払がある場合は、必要に応じ「６ 工事請負代金の請求書類」のチェック項目の用紙を追加して使用すること。